

# 砺波市と株式会社官民連携事業研究所との連携協定書

砺 波 市

株式会社官民連携事業研究所

## 砺波市と株式会社官民連携事業研究所との連携協定書

砺波市（以下「甲」という。）及び株式会社官民連携事業研究所（以下「乙」という。）は、地方創生の推進・実現に資するため、相互に連携・協力することに合意し、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれ保有する知的・人的資源を有効に活用しながら相互の連携及び協力を強化することにより、地方創生及びSDGsの推進を図り、砺波市の目指す将来像の実現及び地域の発展、市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙が相互に連携及び協力を行う事項は、次のとおりとする。

- （1）甲の課題解決等に寄与する企業の紹介に関すること
- （2）甲が行う官民連携事業への助言、アイデアの提供に関すること
- （3）乙が保有する官民連携に関するプラットフォーム・データベースの利活用による甲の市民サービスの提供に関すること
- （4）甲及び乙が行う官民連携事業の情報発信の実施に関すること
- （5）その他地域の発展及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を全て無償で行う。

3 第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組み内容は協議の上、決定するものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携及び協力に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示し、もしくは漏洩し、又は本協定の目的外に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、代表者の署名のうえ、各自その1通を所持する。

令和5年11月28日

甲 砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 大阪府四條畷市岡山東一丁目10番5号

忍ヶ丘センタービル6階

株式会社官民連携事業研究所

代表取締役社長